

「現地実査実施案件に関する実施状況の確認調査」に関する質問
(2014 年 8 月 29 日付、「環境・持続社会」研究センター (JACSES) より受領)への回答

JBIC への質問	JBIC 回答
「5. 法令、基準、計画等との整合」関連 1. 「野生生物の活動により、河川の流量を正確に計測できず」という記載があるが、内容が想像できないため、より具体的にご説明頂きたい。	野生のビーバーがダムを作ってしまうことで下流域に水が流れなくなってしまう、河川の流量が正確に計測できなかったと考えられるもの。
「6. 社会的合意及び社会影響」関連 2. 今回の実査中に、影響を受ける住民からの聞き取りは行ったか。行った場合、案件ごとに人数、相手の立場、出された意見を教えて頂きたい。	今回の実査中に、影響を受ける住民への聞き取りは行っていない。
「7. 生態系及び生物相」関連 3. 2 件で伐採されるマングローブ林を「重要な自然生息域」と判断した根拠を教えて頂きたい。	本調査においては、環境レビューで用いるチェックリストの「生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等)」に該当するか否かで「重要な自然生息地」への該当有無を判断し記載したもの。 他方、環境ガイドライン第 2 部における「重要な自然生息地」については、世銀セーフガードポリシーの定義も踏まえて判断することとしているところ、当該定義を踏まえると、森林伐採 5 件中 4 件が、保護区として指定されている地域ではなく、また絶滅危惧種等の生息も確認されていない等、重要な自然生息地には該当しないと判断される地域であった。(マングローブ林の 2 件もこれにあたる。) 残りの 1 件については、プロジェクトサイトは、保護区として指定されている地域ではないものの、現地政府が定めるレッドリストに掲載されている野生動物の生息が確認されている森林であり、重要な自然生息地(森林)に該当すると判断される地域であった。ただし、同案件において森林伐採により消失する面積は、プロジェクトサイトの 4%と小さく、著しい転換あるいは劣化を伴うものではないと判断される。

「7. 生態系及び生物相」関連 4. 「同種のマングローブ林が周辺地域に広く分布」「伐採エリアを最小化」との記載がある。周辺地域のマングローブの面積及び伐採される面積を教えてください。	環境レビュー時の資料によれば以下のとおり。 ・前者の案件については、おおよそ 1,200ha 程度のエリアの中でマングローブが生育している一方、伐採面積は約 60ha。 ・後者の案件については、おおよそ 150ha ~ 約 240ha 程度のエリアの中でマングローブが生育している一方、伐採面積は約 2.5ha。
「7. 生態系及び生物相」関連 5. 森林伐採が行われた 3 件の自然生息域を「重要な自然生息域ではない」と判断した根拠を教えてください。	上記 3.への回答を参照。
「8. 非自発的住民移転」関連 6. 非自発的住民移転が生じた 3 件につき、補償は再取得価格で支払われたか。	補償が行われた 2 案件については、以下のとおり。 ・一方の案件については、事業者は、世界銀行セーフガードポリシーに従い、移転前の状況と比べ、収入及び生活水準を改善するか、少なくとも回復することを原則として対応しており、金銭補償、住居の支給等に加え、技術トレーニングや教育の機会、生計手段を確保するための生計回復プログラムについても事業者が提供することになっていた。 ・もう一方の案件については、移転住民が現金補償を希望したため、現金による支払が行われた。また、補償金は土地代、住居の移転費用、生計回復費用を含むものであり、補償額は、個別の交渉により決定された。 なお、1 案件は現在住民移転計画策定中。
「8. 非自発的住民移転」関連 7. 非自発的住民移転が生じた 3 件につき、移転住民の生活水準、収入機会、生産水準は改善または回復されているか。	上記回答を参照。
「8. 非自発的住民移転」関連 8. 住民移転計画書が作成された案件について、住民移転計画の公開の有無、公開の方法について教えてください。	住民移転計画が策定された案件(1 件)は、現地の事業者の事務所にてステークホルダーに公開された。

「8. 非自発的住民移転」関連 9. 今回の実査中に、移転住民への聞き取りは行ったか。行った場合、案件ごとに人数、相手の立場、出された意見を教えてください(回答が質問3と重複する場合は省略可)。	今回の実査中に、移転住民への聞き取りは行っていない。
「9. 先住民族」関連 10. 先住民族に影響を及ぼす案件につき、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議」の開催状況と「先住民族の合意」の有無について、教えてください。	先住民族への影響が発生する可能性がある3案件については、それぞれ、先住民族のグループ代表とコンサルテーションを開催している場合、プロジェクトによる先住民族への影響は想定されないものの自発的に周辺の他事業会社が実施している先住民族との住民説明会に参加している場合、あるいは当局と先住民との協議にあたり事前に先住民族の代表者を訪れプロジェクトに関する情報提供を行っている場合であり、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議」が行われていたと判断。先住民族との合意についても概ね得られていたものと考えているが、調査報告書に記載した通り、先住民族が現地政府を相手取った訴訟を起こしている案件も存在する。
「9. 先住民族」関連 11. 先住民族に影響を及ぼす案件につき、先住民族計画の作成状況と公開の有無・方法について、教えてください。	プロジェクト実施国の法令を踏まえ、先住民族への配慮に係る計画が策定された案件は2案件。一方の案件では当該計画がインターネット上に公開されている。もう一方は、プロジェクトによる先住民族への影響は想定されないものの、自発的に周辺の他事業会社が実施している先住民族との協議に参加している案件であり、先住民族への補償内容を記載した覚書が作成され、先住民族との間で締結されている。また、覚書は個別補償に係る内容であり、一般には公開されていない。 残る1件に関しては、現地の制度上、先住民族との協議は当局が行うこととなっており、事業者は協議の義務がない案件。そのため、事業者の方では先住民族計画は作成していないが、JBICとしては、現地の先住民族に対する制度や政府の対応を確認の上、先住民族に対し適切な配慮がなされていると判断。なお、事業者は、義務付けられてはいないものの、当局と先住民族との協議にあたり、事前に先住民族に対し情報提供も行っており、適切な対応を行っていたと考えられる。
「9. 先住民族」関連 12. 今回の実査中に、影響を受ける先住民族への聞き取りは行ったか。行った場合、案件ごとに人数、相手の立場、出された意見を教えてください(回答が質問3と重複する場合は省略可)。	今回の実査中に、先住民族への聞き取りは行っていない。